

私立幼稚園設置者・園長 様

認定こども園設置者・園長 様

大阪府教育庁私学課長

平成30年度大阪府私立幼稚園等キンダーカウンセラー事業補助金に係る
事業計画書等の提出について（依頼）

標記補助金の申請の意向を把握したいので、下記要領により事業計画書等を提出してください。

なお、対象園は申請を予定していない場合も、送付状（様式1）によりその旨回答をお願いします（申請を予定していない場合のみ、FAXによる回答可です）。

※必ず「4. 対象園」をよく御確認ください。

記

1. 提出書類

① 計画がある場合

- (1) 事業計画書等の送付状（様式1）
- (2) 補助対象経費内訳書（別紙1）
- (3) 事業年間実施計画（別紙2）
- (4) 実施日や開設時間等が明記された保護者や地域へ事業実施を周知するチラシ等
- (5) カウンセラーの氏名、資格、資格取得年月、資格有効期間が確認できる資料
- (6) 事業実施を周知するホームページを印刷したもの、又は事業案内看板（案内紙の園外掲示を含む）の写真

※（4）（5）（6）については必ずA4サイズにコピーしたものを提出してください。

② 計画がない場合

事業計画書等の送付状（様式1）

2. 提出期日等 持参もしくは郵送により提出してください。

平成30年10月22日（月）必着でお願いします。

3. 提出・問い合わせ先

〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階

大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ 南

T E L 06-6210-9273 F A X 06-6210-9276

4. 対象園

- ・私学助成の交付を受ける私立幼稚園
- ・施設型給付の交付を受ける私立幼稚園及び認定こども園のうち、平成26年度大阪府私立幼稚園キンダーカウンセラー事業補助金の交付を受けた園（ただし、地域子育て支援拠点事業や公定価格上の子育て支援活動費の対象とした場合（下記留意事項参照）を除く。）。

<留意事項>

認定こども園の公定価格基本分単価には、子育て支援活動費が含まれています。本補助との重複はできませんので御留意ください。

（事例 A）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（以下「施行規則」とする）第2条に定める子育て支援事業として、キンダーカウンセラー事業のみを実施している場合。

⇒ 公定価格基本分単価がキンダーカウンセラー事業に充当されるため、本補助の申請はできません。

（事例 B）

施行規則第2条に定める子育て支援事業として、キンダーカウンセラー事業以外にも実施している場合。

⇒ 公定価格基本分単価はキンダーカウンセラー事業以外の事業に充当されるため、本補助の申請ができます。